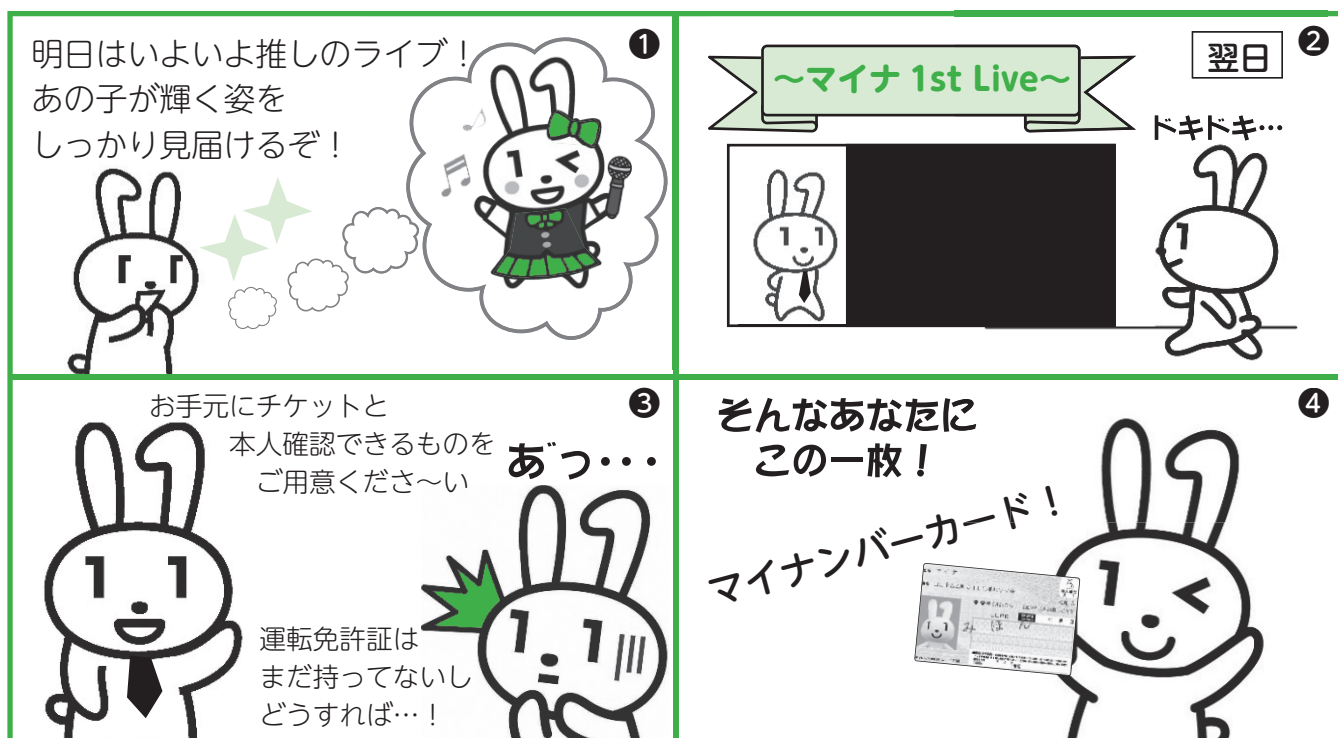


# 本人確認はマイナンバーカードで



——本人確認書類を求められて焦った経験はありませんか？

今や、さまざまな場面で手続きなどの際に本人確認書類を求められています。その時には運転免許証を提示される方が多いのではないのでしょうか。一方で、「うっかり運転免許証を持ってくるのを忘れてしまった…」という方はもちろんのこと、「そもそもまだ運転免許証を取得できる年齢ではない…」「色々な事情で運転免許証を取得できない…」という方も少なくないと思います。

## そんなときは、マイナンバーカードがオススメ!!

希望する方はどなたでも申請できますし、初回交付は無料です。また、本人確認書類としての役割だけでなく、同時にマイナンバーの証明ができるので、職場や役所などの手続きでマイナンバーの提示を求められた場合でもスムーズに対応できます。さらに将来的には、マイナンバーカードのICチップの空き領域を利用して、イベント・コンサートのチケット購入時や会場への入場時などでマイナンバーカードを活用することも検討されており、今後ますますマイナンバーカードの利用機会は増えていくことが予想されます。

いざという時にも、マイナンバーカード1枚あれば安心です！

役場住民課では、申請代行サービスを実施しています。写真撮影から申請まで、全て住民課職員が行います。ぜひご利用ください。

## 11月のマイナンバーカード休日受付窓口

とき 11月25日(土)午前9時～正午 ところ 役場 住民課窓口

※混雑状況により、待ち時間が生じる可能性があります。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174